

企諮問第1号

茨城県総合計画審議会

社会経済情勢の変化に的確に対応し、県勢のより一層の発展と安全・安心な社会づくりを目指し、平成23年度からの県政運営の基本方針となる新しい県総合計画を策定したいので、茨城県総合計画審議会条例（平成6年茨城県条例第4号）第2条第1項の規定により意見を求める。

平成21年12月15日

茨城県知事 橋本 昌

諮 問 理 由

県は、平成18年3月に新茨城県総合計画を策定（計画期間：平成18年度～22年度）し、競争力あふれる産業大県「活力あるいばらき」、安心・安全で快適な「住みよいいばらき」、充実した教育が行われ個性や能力が発揮できる「人が輝くいばらき」を目指して、さまざまな施策を総合的に推進している。

この間、広域交通ネットワークなどの県土の発展基盤づくりを進めるとともに、産業の活性化・企業の誘致等による働く場所の確保、さらには、保健、福祉、医療の充実や身近な生活環境の整備、人づくりやスポーツ・文化の振興など、県勢の発展と県民生活の向上に努めてきたところである。

しかしながら、米国発の金融危機は今や世界的な経済危機に発展し、地球規模での環境問題もますます深刻化している中で、国内では少子化に伴う本格的な人口減少社会が到来するとともに、急速な高齢化の進展が見られるほか、日常生活への不安や安全・安心志向が高まるなど、社会経済情勢は大きく変化している。本県においても、厳しい経済情勢が続く中で、雇用はもとより、医療や介護、子育て、環境問題など県民生活に関わる多くの課題が顕在化している。

このような状況を踏まえ、本県の特性や資源を活用し、産業の活性化を引き続き進めながら、その成果を活かし、医療・福祉・教育・生活環境などが充実した、人が輝く元気で住みよいい茨城づくりに取り組むため、平成23年度からの県政運営の基本方針となる総合計画の策定を求めるものである。

新 県 計 画 策 定 基 本 方 針

1 策定の目的

本県を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応し、県勢の一層の発展を図るため、明日の茨城づくりの指針となるとともに、平成23年度からの県政運営の基本方針となる新県計画を策定する。

2 計画の趣旨

我が国は今、社会経済や環境問題のグローバル化が急速に進展する中で、本格的な人口減少・少子高齢化が進み、大きな時代の変革期を迎えている。

新県計画は、このような時代の潮流を踏まえ、広域交通ネットワークの整備や企業誘致の推進などによる「産業大県」づくりを引き続き進めながら、その成果を活かし、医療、福祉、教育、生活環境などの充実した「生活大県」づくりに取り組み、「人が輝く元気で住みよいいばらき」の実現を目指すものとする。

3 計画の前提となる社会経済情勢

新県計画策定の前提として、茨城を取り巻く社会経済情勢の変化や県の特徴等を十分踏まえ検討するものとする。

(1) 時代の潮流

- ・本格的な人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展
- ・社会経済のグローバル化と交流の拡大
- ・環境・エネルギー問題の深刻化
- ・日常生活への不安と安全・安心志向の高まり
- ・価値観の変化・多様化
- ・地方分権の進展と行政の広域化

(2) 茨城の特性

- ・地域の特性と人口動態
- ・広域交通ネットワークの概成
- ・多様な産業と科学技術の集積

(3) 県民の期待

4 計画の構成

新県計画は、概ね次のような構成をとるものとする。

(1) 基本構想

時代の潮流と茨城の特性等、茨城の将来見通し、茨城づくりの基本方向（基本理念、3つの基本目標）、地域づくりの基本方向、計画推進の基本姿勢

(2) 基本計画

目標の実現に向けて取り組むべき総合的な施策の体系

(3) 重点戦略

より重要性・緊急性の高い課題に対応するため優先的に取り組むプロジェクト

5 計画の目標年度

新県計画は2部構成からなるものとし、目標年度は次のとおりとする。

(1) 基本構想

概ね四半世紀先（2035年頃）を展望した将来見通し

(2) 基本計画・重点戦略

今後5年間（2011～2015）の目標実現に向けた取組

6 計画策定の体制

新県計画は、茨城県総合計画審議会に諮問のうえ策定することとし、次のような体制をとるものとする。

(1) 総合計画審議会の体制

総合計画審議会には、専門的な調査審議を行うための3つの部会と、それらの総合調整及び計画全体の総括審議を行うための部会を設置する。

(2) 庁内の体制

新県計画の策定に当たり、「新県計画策定連絡会議」を設置し、計画内容に関する部局間の相互調整を行うとともに、総合計画審議会各部会における審議資料の作成等を行う。

7 計画の決定

新県計画は、茨城県総合計画審議会からの答申を受け、庁議において決定するものとする。

8 県民等の意見の反映

新県計画の策定に当たっては、次のような方法により、広く市町村の意向や県民等の意見を反映させるものとする。

- ・ 市町村意向調査（ヒアリング）の実施
- ・ 県民等の意見を聴く懇談会の開催
- ・ インターネット等による県民等からの意見募集
- ・ その他、定期的に実施される各種懇談会、調査等の結果の反映

9 策定のスケジュール

総合計画審議会に対する諮問及び同審議会からの答申等の時期は、概ね次のとおりとする。

- ・ 諮 問 平成21年12月15日
- ・ 中間報告 平成22年 8月頃
- ・ 答 申 平成22年12月頃

総合計画審議会部会の設置について（案）

- 1 茨城県総合計画審議会条例（平成6年茨城県条例第4号）第6条第1項の規定により、
審議会に次の部会を置く。
 - （1）総合部会
 - （2）住みよいいばらきづくり専門部会
 - （3）人が輝くいばらきづくり専門部会
 - （4）活力あるいばらきづくり専門部会
- 2 各部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 各部会に専門委員を置く。
- 4 各部会において、調査審議する事項は次表のとおりとする。

部会における調査審議事項

| 部 会 | 調 査 審 議 事 項 |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 総合部会 | 時代の潮流と茨城の特性等，茨城の将来見通し，茨城づくりの基本方向，地域づくりの基本方向，計画推進の基本姿勢，重点戦略，その他計画全般に関する事項 |
| 住みよいいばらきづくり専門部会 | 少子高齢社会，保健・医療・福祉，健康づくり，防犯・治安・安全，消費生活，防災，地球温暖化，環境保全，住環境，地域社会活動，国際化・他文化共生など |
| 人が輝くいばらきづくり専門部会 | 教育，人材育成，学校・家庭・地域の連携，男女共同参画，青少年育成，NPO，社会参画，国際交流，生涯学習，文化・芸術，スポーツ振興など |
| 活力あるいばらきづくり専門部会 | 産官学連携，科学技術，商工・サービス，ものづくり，農林水産業，産業人材育成，雇用，広域交通，地域振興，観光，物流，IT，地域ブランド，イメージアップなど |

審議会スケジュールについて（案）

| | 総合計画審議会 | 部 会 | |
|---------------|------------------|----------------------------|-------------------|
| | | 総合部会 | 専門部会 |
| 平成 21 年 1 2 月 | 第 1 回 諮 問 | | |
| 平成 22 年 1 月 | | | |
| 2 月 | | 第 1 回 主要課題等 | 第 1 回 分野別主要課題等 |
| 3 月 | | | |
| 4 月 | | 第 2 回 基本方向 人口・経済見通し等 | 第 2 回 施策展開の方向等 |
| 5 月 | | | 第 3 回 基本計画（骨子） |
| 6 月 | | 第 3 回 重点戦略体系 地域のあり方等 | |
| 7 月 | | | 第 4 回 基本計画（素案） |
| 8 月 | 第 2 回 中間取りまとめ | 第 4 回 重点戦略 中間取りまとめ | |
| 9 月 | | | |
| 1 0 月 | | 第 5 回 重点戦略 答申（素案） | 第 5 回 基本計画（案） |
| 1 1 月 | 第 3 回 答申（案） | 第 6 回 答申（案） | |
| 1 2 月 | 第 4 回 答申 | | |
| 平成 23 年 1 月 | | | |
| 2 月 | | | |
| 3 月 | | | |

県民意見の聴取について（案）

1 実施目的

新たな県計画の策定にあたり、本県の今後の発展方向や具体的な施策等について広く県民各層から意見を聴き、県計画に十分反映させることを目的に、下記のとおり各種の懇談会を開催し、意見を聴取する。

2 実施方法

意見の聴取は事務局が行い、とりまとめのうえ審議会及び各部会に報告するものとする。なお、総合部会の委員は、可能な限り意見の聴取に参加するものとする。

(1) 明日の地域づくり委員会

○設置の趣旨等

県民が主体となり、地域のあり方などをみんなで議論し、県に対して提言するとともに、実践活動を行うことを目的として平成6年度から設置。各県民センターごとに40名、県全体で200名の委員で構成。

○開催日

県北地域：1月29日（金）、県央地域：1月25日（月）

鹿行地域：1月28日（木）、県南地域：1月20日（水）

県西地域：1月27日（水）

(2) 明日の茨城を考える女性フォーラム

○設置の趣旨等

女性が県政について自ら学習して理解を深め、県政に対する提言や要望等を行うことを目的として平成6年度から設置。各分野で活躍している女性50名の委員で構成。

○開催日

1月26日（火）

(3) いばらき青年懇話会

○設置の趣旨

青年が県政について自ら学習して理解を深め、県政に対する提言や要望等を行うことを目的として平成6年度から設置。各分野でリーダーとして活躍している青年及び将来的に活動意欲を持つ青年50名で構成。

○開催日

1月30日（土）